

# 大橋ボクシングジム会員規約

平成 18 年 11 月 1 日 制定・施行

本規約は、株式会社フェニックスプロモーション（以下「当社」といいます）が運営する大橋ボクシングジム（以下「当ジム」といいます）の会員等に関する事項を定めるものです（以下「本規約」といいます）。

## 第 1 章 会員・入会

- ・ 会員とは、別途当社が定める手続きにより当ジムへの入会を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます（以下「会員」といいます）。
- ・ 入会希望者は、本規約及びその他当社が定める規則（当ジムの利用等、当ジムに関する何らかの事項を定めたものであれば含まれ、また「プライバシーポリシー」等の名称の如何を問いません。以下「その他規則」といいます）を承諾のうえで当ジムへの入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその他規則を承認したものとみなします。
- ・ 当社は、入会申し込みがあった後、必要な審査・手続きを経て、入会を承認できます。当社は、不承認とした場合であっても、これにつき一切法的責任を負担しません。当社は、上記の審査・手続きの内容及び結果につき、入会希望者に一切開示しません。入会希望者は、上記の不承認又は審査・手続きの内容・結果等について、如何なる法的手続きを通じて、争わないものとします。
- ・ 以下の方々、当ジムに入会できません。
  - ① 心臓・頭部・神経等に疾患のある方。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する方については除きます。
  - ② 暴力団構成員及びその他当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来す等、当社が不適当と認める方。
- ・ 注意すべき持病のある方は、当ジムへの入会申し込み前に、申し出るものとします。
- ・ 疾患のある方については、当社が要求した場合、当ジムへの入会申し込みの際、主治医の診断書等を提出していただきます。
- ・ 未成年者の入会に際しては、法定代理人の承諾書（当ジム所定のもの）を提出するものとします。
- ・ トレーニングにはケガ等が伴いやすいことに鑑み、会員は、傷害等を担保する損害保険に加入するものとします。なお、当ジム指定のスポーツ保険がありますので、加入を勧めます。
- ・ ボクシングのスパリングを行う方は、必ず、当ジム指定のスポーツ保険へ加入しなければなりません。スパリング開始前に、頭部CT検査等を受診し、上記保険への加入手続きを完了するものとします。

## 第 2 章 入会金・月謝の支払い等

- ・ 当ジムへの入会申し込みの際、会員は、申し込みをしたコースの入会金及び最初の 1 ヶ月分の月謝を現金で支払うものとします。
- ・ 入会金の支払いは、個人会員は現金で、法人会員は現金又は当社の指定する銀行口座への振込送金のうち当社が別途指定した方法によるものとします。
- ・ 月謝は、日割りをしません。よって、入会申し込みの際に支払われる月謝は、当ジムの使用開始日の属する月の末日までに対応する月謝となります。
- ・ 月謝の支払いは、会員が当社へ口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月 27 日（休日の場合は翌営業日）に翌月分として引き落とされる方法で、行うものとします。但し、上記口座振替依頼書の提出日次第で翌月分の月謝の引き落とし登録が間に合わない場合がありますが、この場合、会員は、月初めに現金で当社に支払うものとします。
- ・ 会員の指定口座の残高不足又はその他不備等により上記引き落としができなかったときは、月初めに現金で当社に支払うものとします。
- ・ 月謝の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。
- ・ 退会、休会又はコース変更に伴い月謝金額が変更になる場合、会員はそれら事情の発生する前月 10 日までに、当社に当社指定の書面で申し出るものとします。会員が上記期限までに上記申し出をしなかったことによる不利益（次月以降の分の月謝が引き落とされてしまった場合を含みますが、これに限られません）は、全て会員が負担し、よって当社に請求することはできないものとします。

- ・ 現金支払い又は銀行口座引き落とし等により入会金又は月謝等の名目で当社に支払われた金員は、如何なる理由であっても、返金されませんし且つ他の支払いへの充当（相殺）をすることもできません。

### 第3章 当ジムの利用

- ・ 会員は、自己の責任と危険負担において、当ジムを利用するものとします。
- ・ 会員は、自らの健康を管理して、良好な健康状態で、練習参加等当ジムを利用するものとします。
- ・ 当ジム内では、当社指定の指導員の指示に従うものとします。
- ・ スパーリング又はマスボクシングは、当社指定の指導員の事前承諾及び指揮監督がなければ行うことができないものとします。
- ・ 会員は、当ジムの事前の承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- ・ 会員は、当ジムの入居する建物のうち当ジム以外の区域その他当社が指定する区域には、立ち入ることができないものとします。
- ・ 当ジム内並びに当ジムの入居する建物内及び建物外の周辺区域は禁煙区域です。
- ・ 当ジム内へ酒類を持ち込んだり、酒気を帯びた状態で当ジムを利用してはならないものとします。
- ・ 練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当ジムの利用後は毎回必ず持ち帰るものとします。
- ・ 会員は、当ジムへの入退場の際、必ず当ジム発行にかかる会員カードを受付に提示するものとします。
- ・ 個人会員について1人当たり1枚の会員カードを、法人会員については口数と同枚数の会員カードを、それぞれ発行します。なお、法人会員カードは一枚につき一日一回のご利用になります。
- ・ 当ジム発行にかかる会員カードを紛失若しくは破損した場合、入会申し込みの際に会員について記載した事項を変更したい場合、会員資格（法人会員の口数を含む）若しくはコースを変更したい場合又は休会若しくは退会申し込みをする場合、会員は直ちにその旨を当ジムに当ジム所定の書面にて申し出るものとします。会員カードの再発行（紛失・破損等・コース変更）に必要な手数料は、会員が負担するものとします。
- ・ 会員は、前項の各申し出、月謝支払い又は当ジム内での物品購入等に際しても、会員カードを提示するものとし、且つ、これら各手続きを当ジムの閉館時刻の30分前までに終了するものとします。

### 第4章 プロテスト受験・試合出場等

- ・ プロテスト受験資格は、17歳以上32歳までの男女(平成23年現在)にかぎり、日本ボクシングコミッションの規定に基づきます。アマチュア試合出場資格は、15歳以上35歳まで(女子の検定は別)で、日本アマチュアボクシング連盟の規定に基づきます。
- ・ プロテストの受験又はプロ若しくはアマチュア試合への出場者は、技術及び人格に優秀とみなされる方の中から当ジムの会長及びトレーナーが推薦した者に限ります。
- ・ 会員は、当ジムの事前の許可なく、プロテストの受験又はプロ若しくはアマチュア試合の出場をしてはなりません。
- ・ 会員がプロテストに合格した場合、その会員は、日本ボクシングコミッションの規定に基づき、当ジムとの間で選手・マネージャー間契約を締結するものとします。
- ・ 当ジムは、会員によるプロテスト受験及びプロ・アマチュア試合への出場を保証するものではありませんので、会員は、プロテストに受験できなかったこと又は試合へ出場できなかったこと等を理由に、当社等に法的請求をすることはできません。

### 第5章 当ジムの責任等

- ・ 会員が当ジムの施設の利用中（練習中、試合中も含みますが、これらに限られません）に発生した盗難、けんか、ケガ等の事件・事故について、当社は一切責任を負いません。会員による当ジムの施設の利用中であっても、当ジム内外で起きた盗難、けんか、ケガ等の事件・事故についても、同様に当社は一切責任を負いません。よって、会員は、当社、その役員、従業員、業務受託者又はその他関係者（以下「当社ら」と総称します）に対し、上記各事件・事故について損害・損失（治療費、通院費、慰謝料、損失補償等を含みます

が、これらに限られません)の賠償その他法的請求をすることができません。

- ・ 会員が当ジム内の設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は、当社に対し、補修、取替及び移設時の運賃等の実費並びにその他休業損害等の損害を賠償するものとします。
- ・ 会員の作為若しくは不作為の行為に基づき又はこれらに関連して当社らが何らかの損失又は損害(第三者との間の紛争に関連して支払った損害金、損失金等を含みますが、これらに限られません)を被った場合、その会員は当社らに対し損害及び損失を賠償するものとします。

## 第6章 利用停止・除名・閉鎖

- ・ 当社は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、当ジムの利用の一時停止又は除名をすることができます。
  - ① 当ジムの設備又は備品を故意又は重大な過失により毀損又は紛失させたとき。
  - ② 本規約又はその他規則に違反したとき。
  - ③ 当社、当ジム若しくはその他当社らの一部の名誉・信用を毀損し又は秩序を乱したとき。
  - ④ その他会員として品位を損なうと当社が認める非行があったとき。
  - ⑤ 心臓・頭部・神経等に疾患のあることが判明したとき。但し、軽微な疾患の方で医師の許可する場合は除きます。
  - ⑥ 暴力団構成員及びその他当ジムの他の会員の円滑な施設利用に支障を来たす等、当社が不適当と認めたとき。
- ・ 当社は、次の事由により当ジムの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することができます。この場合、当社は、会員に対し、補償等の法的責任を一切負担しません。
  - ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき
  - ② 当ジム又は当ジムの入居する建物の施設の改造又は補修工事の実施のとき
  - ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき

## 第7章 その他

- ・ 会員は、当社の書面による事前の承諾なくして、本規約又はその他規則に基づく契約上の地位、権利(会員資格を含みますが、これに限られません)、利益、債権、債務又は義務の全部又は一部を、譲渡、担保設定又はその他如何なる態様でも処分してはなりません。
- ・ 会員は、本規約若しくはその他規則又は当ジムの利用に基づき又はこれらに関連して取得し若しくは取得し得た当社ら又は第三者の情報を、当社の事前の書面による承諾なしに、漏洩又は開示してはなりません。
- ・ 本規約又はその他規則は、会員の了承又は会員への通知なくして、追加、削除又は変更される場合があり、会員はこれを予め承諾します。本規約又はその他規則の追加、削除又は変更は、追加、削除又は変更後の本規約又はその他規則が当ジム内に備置された時点で効力が発生するものとします。
- ・ 会員の登録情報及び当社で収集した会員に関する情報は、当社で別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。
- ・ 本規約又はその他規則に関する準拠法は日本法とします。
- ・ 本規約又はその他規則に基づき又はこれらに関連する一切の紛争に関する第1審の専属的合意管轄裁判所は、横浜地方裁判所とします。
- ・ 本規約又はその他規則に定めていない事項及びその他当ジムの利用に関する詳細事項は、当社が定めるものとします。
- ・ 本規約の施行前からの当ジムの会員についても、本規約及びその他規則は当然に適用されるものとし、当該会員はこれを承諾したものとみなします。本規約及びその他規則は、それらが当ジム内に備置された時点で、効力が発生するものとします。

以上